



よしまた洋県議は、所属する商工労働観光エネルギー委員会で質問を行いました。4月と5月の質問を紹介します。

## 国が事業者支援の交付金を創設 青森県には41億円配分

# 事業者への直接給付をただちに

政府は4月、事業者支援枠として地方創生臨時交付金の特別枠を設置しました。全国知事会が要望していたものです。よしまた県議は5月21日の委員会で、政府の国会答弁——「今までの地方単独事業はコロナ対策全般だったが、事業者支援でターゲットを絞り、その範囲内で自由度高く各自治体に使ってもらえる」を示し、「この説明のとおり、事業者への直接支援＝現金給付を行うべきだ」と迫りました。県は「検討中」と答弁しました。

### 時短要請の影響は深刻。 地域・業種を限らず支援を

#### よしまた県議は次のように質問しました

コロナの影響は特定の業界・業種に限らず深刻ですが、時間短縮要請が行われたことにかかわる業種・地域も大きな影響が及んでいます。

私はこの間、時間短縮要請が行われた地域の飲食店を繰り返し訪問し、その声を聞いてきました。先行きの不透明感がますます大きくなっています。存続の瀬戸際にたたされている業者も少なくありません。時短協力金が出なかった地域では、さらに様々な矛盾と困難に直面しています。酒類提供店にもダイレクトな影響が及んでいます。これらの影響を直視すべきです。

時短営業を要請した県として、こうした全体に対する支援を急ぐべきです。

### シフト変更なども含め、 バイト・パートでも利用可能 休業支援・給付金 ひろく周知徹底を

コロナ禍のもとで雇用を維持するために国がとりにくんでいる制度の一つが休業支援・給付金です。本来、労働時間の短縮が余儀なくされた場合、事業主が休業手当を支払う必要があります。そのために国も雇用調整助成金を出して支援しています。さらに国は、休業手当が支給されなかった場合に給付するものとして本制度を実施しています。

よしまた県議は5月21日の委員会で、本県での活用実績を聞くとともに、制度の周知へ努力をつくすように求めました。

#### 申請期限

休業期間が昨年10月から今年4月の場合→申請期限は7月31日

休業期間が今年5月、6月の場合→申請期限は9月30日

学生でも申請できます

# 青森県を、放射性廃棄物の集積地にしてはならない

少なくとも、  
いま以上の

# 「核のゴミ」受け入れ拒否を

## 高レベル廃棄物

「50年」という確約は、  
海外返還廃棄物の話にとどまる

よしまた県議は4月21日の委員会で、高レベル放射性廃棄物の問題について問いました。

本県は、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体が保管されています。国・事業者との約束で、その期間は30年～50年とされていますが、この確約は海外で再処理されたものにとどまります。県は、六ヶ所再処理工場で発生したガラス固化体については貯蔵管理期間が決まっていないことを明らかにしました。

## 中間貯蔵施設の共用化

## そもそも議論の前提なし

電事連が、むつ中間貯蔵施設に、全国の原発から使用済み核燃料を搬入する検討をはじめた問題について、4月の委員会で質問しました。

そもそもこの施設は、東京電力と日本原電から運び込むという前提で立地されたものです。例えば2005年の県議会全員協議会で東電社長（当時）は、搬入する使用済み燃料は「2社のみ」と明言しています。よしまた県議は、「そもそも議論の前提がない。『検討の余地なし』と伝えるべき」と求めました。

## 低レベル廃棄物

処分先はちゃんと決まっているのか

よしまた県議は5月21日の委員会で、低レベル放射性廃棄物の全体像など質問。規制基準の策定状況と最終処分の現状は下表のとおりです。

低レベル放射性廃棄物の区分と規制基準の策定状況および最終処分の具体的方法の決定状況

六ヶ所原燃PRセンターの展示から抜粋		5月21日の常任委員会での県答弁から		
放射能レベル		規制基準 (原発・核燃施設)	最終処分の具体的方法	
			原発で発生	核燃施設で発生
L3	<b>極めて低い廃棄物</b> コンクリート、金属など	策定済み	●東海原発のものは審査中 ●他の原発のものは未定	●未定
L2	<b>比較的低い廃棄物</b> 廃液、フィルター、廃器材、消耗品等を容器に固型化	策定済み	●通常運転で発生するものは、 六ヶ所埋設センターで処分 ●廃炉廃棄物は未定	●未定
L1	<b>比較的高い廃棄物</b> 制御棒、炉内廃棄物(以上、発電所より)廃液、廃器材等を容器に封入または固型化	なし	●未定	●未定

試験空洞が六ヶ所村に存在する

※低レベル放射性廃棄物としてはこの他に、「放射能レベルが高く長寿命核種が比較的多く含まれる廃棄物」がある。